

『公共工事の前金払及び中間前金払制度』の請求、受付について

松原市総務部契約検査室

前金払

1. 対象
設計金額が 1,000 万円以上で工期が 90 日以上
2. 金額
契約金額の 40%以内(万円未満切捨)
※この度、支払限度額を撤廃しました。
3. 請求(予算担当課に提出)に必要なもの
①当該契約書の頭書写し、②請求書、③保証会社※の保証証書
※『公共工事の前払金保証事業に関する法律』の規定により登録を受けた保証事業会社

中間前金払

1. 対象
前金払の対象工事で、かつ以下の要件を全て満たしていること。
 - ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 工事の進捗出来高が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当していること。
 - ④ 前金払を請求し、その支払いを受けていること。
 - ⑤ 部分払の請求を選択していないこと。※変更契約により工期が延長された場合は、変更後の工期での条件となります。
2. 金額
契約金額の 20%以内(万円未満切捨)
3. 認定調書請求(工事担当課に提出)に必要なもの
 - ① 『中間前金払認定請求書』
 - ② 『建設工事履行報告書』
 - ③ 『中間前金払と部分払との選択に係る届出書』上記書類を提出し、中間前金払の条件(上記 1.①～⑤)について認定された『**中間前金払認定調書**』の交付を必ず受け、前金払 3. ③※の保証会社と保証契約を行う。
4. 請求(予算担当課に提出)に必要なもの
 - ① 請求書
 - ② 保証会社の保証証書